

神戸市立地域交流センター条例施行規則の制定について（概要）

1. 制定の趣旨

この度、神戸市ふれあいのまちづくり条例に定める神戸市立地域福祉センターについては、神戸市立「地域交流センター」として名称を変更し、設置目的を「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として改める予定です。

そこで、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項を「神戸市立地域交流センター条例」（以下、「条例」という。）に規定する予定としており、本件は、条例の施行に際し必要となる事項について定めるものです。

なお、条例及び当該規則の制定をもって、神戸市ふれあいのまちづくり条例及び同条例施行規則については廃止します。

2. 規則の概要

○対価の收受等に係る申告事項

- ・ 条例第8条の規定による申告は、次に掲げる事項を申告して行わなければならない。
 - (1) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
 - (2) 入場料、受講料その他の対価を收受する場合における当該金額
 - (3) 入場券、受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
 - (4) 飲食の有無及びその内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が同条第1項及び第2項の許可をするに当たり特に記載の必要があると認める事項

○対価の收受

- ・ 条例第8条に規定する入場料、受講料その他の対価は、1人当たり月5,000円を超えることができない。

○利用料金の免除

- ・ 条例第11条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 市その他官公署又は公共団体が主催又は共催し、条例第1条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合
 - (2) 市内で活動する団体が行う条例に定める地域活動（定例的に実施されるものに限る。）であって、特に公益性又は公共性があるものとして市長が認める場合

○利用可能時間

- ・センターの利用可能時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、午後4時から午後9時までの間にあっては、条例第5条第1項又は第2項の許可を受けた者がその時間内において利用する活動に限る。
- ・指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項の規定にかかわらず、利用可能時間を変更することができる。

○休館日

- ・センターの休館日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
 - (3) 8月13日から8月16日までの日
 - (4) 市長の承認を得た上で指定管理者が定める日（土曜日、日曜日を除く。）
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認める日
- ・指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、これらの日に開館し、利用させることができる。

○施行細目の委任

- ・この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

○ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止

- ・神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則（平成2年3月規則第94号）は、廃止する。

3. 施行日（予定）

条例の施行の日から。ただし、神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止は、神戸市ふれあいのまちづくり条例の廃止の日。

神戸市立地域交流センター条例

(設置)

第1条 神戸市民による地域活動の推進に関する条例(平成16年3月条例第58号)の理念の実現に向け、同条例第12条第1項の規定に基づき、地域活動(多様な地域活動主体による同条例第2条第7号の地域活動をいう。以下同じ。)の場として、地域社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、さらなる地域活動の促進及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする拠点として、神戸市立地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- (2) 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- (3) 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- (4) 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- (5) 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- (6) 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 地域活動コーナー
- (2) 調理室
- (3) 洋室

(4) 和室

(5) 多目的ホール

(6) フリースペース（共用使用を原則とする施設をいい、これに類するものを含む。）

（使用の許可）

第5条 施設等（前条に規定する施設及びその附属設備をいう。以下同じ。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第1号から第5号までの施設の使用について、あらかじめ、申請により、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 使用者は、前条第6号の施設を占有して行う使用について、あらかじめ、申請により、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 指定管理者は、前3項に規定する事務の執行に当たっては、地域活動の場の提供その他のセンターの設置の目的を踏まえ、当該目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。

（使用の許可に係る期間の単位）

第6条 前条第1項の許可は、別表第2に掲げる区分により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この区分によることなく、時間を単位として許可を行うことができる。

2 別表第2に掲げる夜間の使用の許可に係る申請は、あらかじめ指定管理者が定める期限までにしなければならない。

（使用の許可に係る区画の単位）

第7条 第5条第1項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可は、使用しようとする者の申請により、部屋の一部又は指定管理者が指定する区画を単位として許可することができる。指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認めるときも、同様とする。

(対価の收受等に係る申告)

第8条 使用者は、入場料、受講料その他の対価の收受を伴う施設等の使用又は飲食等を伴う施設等の使用をしようとするときは、規則で定めるところにより第5条第1項及び第2項の申請の際に、申告しなければならない。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) 第4条第6号の施設の占用が、センターの公衆の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしないことができる。

- (1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第10条 施設等に係る使用期間は、市その他公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合を除き、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達成するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第11条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

2 第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、住民の利用に供する目的で設置する設備を使用する者は、設備当たり500円を上限としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

5 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料金を免除することができる。

6 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。

7 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第5条第3項及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 第5条第1項及び第2項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) 第9条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によ

る許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
(入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設等及び次の各号に掲げるもの（これらに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - ア センターにおいて展示されている資料
 - イ センターにおいて閲覧することができる資料
 - ウ センターにおいて所蔵する資料
- (5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第16条 何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為
- (3) センター内の施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- (4) 喫煙又は所定の場所以外の場所での飲食
- (5) 所定の場所以外の場所への立入り
- (6) 個人的な占有利用（特に必要があるものとして市長が別に定める場合を除く。）
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(10) 許可を受けない広告類を掲出し、又はまき散らす行為

(11) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上支障があると認める行為

（立入り等）

第17条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項及び第2項、第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（損害の賠償等）

第19条 センター内において、第15条第4号に規定するものを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第20条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条に規定する事業に係る業務

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第21条 センターの利用可能時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から起算して4月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1（神戸市立雲中地域交流センターに係る部分を除く。）の規定
令和8年4月1日

(2) 次項及び附則第9項の規定 公布の日

(3) 附則第5項の規定 令和8年1月1日から令和8年4月1日までの範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(ふれあいのまちづくり条例の廃止)

3 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例第2条及び別表第1の規定に基づきセンターが設置されたときは、設置されたセンターに相当する神戸市ふれあいのまちづくり条例別表中神戸市立地域福祉センターの名称及び位置の規定は、センターが設置された日の前日限り、その効力を失う。

(神戸市民による地域活動の推進に関する条例の一部改正)

5 神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) ふれあいのまちづくり協議会</u></p> <p><u>第2号のうち地域福祉活動及び住民間の交流活動の促進を図るため、地域の公共的団体の代表者及び地域の住民により自主的に組織する団体をいう。</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 地域組織等 地域組織、ふれあいのまちづくり協議会、NPO、事業者その他の団体をいう。</u></p> <p><u>(6)～(8) [略]</u></p> <p><u>(地域組織、ふれあいのまちづくり協議会及びNPOの役割)</u></p> <p>第4条 <u>地域組織、ふれあいのまちづくり協議会</u>及びNPOは、地域社会</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4)～(6) [略]</u></p> <p>(地域組織及びNPOの役割)</p> <p>第4条 地域組織及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の</p>

でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織等及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織、NPO、事業者その他の団体（以下「地域組織等」という。）及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 6 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

- 7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項から第6項までの承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 8 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第5項及び第6項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は免除をすることができる。

（規則への委任）

- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
神戸市立魚崎南地域交流センター	神戸市東灘区魚崎南町2丁目9番4号
神戸市立向洋地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2
神戸市立渦が森地域交流センター	神戸市東灘区渦森台1丁目2番1号
神戸市立本山南地域交流センター	神戸市東灘区本山南町7丁目1番20号
神戸市立浜御影地域交流センター	神戸市東灘区御影本町6丁目2番14号
神戸市立魚崎地域交流センター	神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番16号
神戸市立本山地域交流センター	神戸市東灘区岡本1丁目7番3号
神戸市立本山西地域交流センター	神戸市東灘区西岡本4丁目8番12号
神戸市立本庄地域交流センター	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号
神戸市立青木南地域交流センター	神戸市東灘区青木4丁目2番20号
神戸市立本山東地域交流センター	神戸市東灘区森南町2丁目8番28号
神戸市立六甲アイランド地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地の6
神戸市立福池地域交流センター	神戸市東灘区本山南町5丁目4番11号
神戸市立御影北地域交流センター	神戸市東灘区御影2丁目28番13号
神戸市立住吉地域交流センター	神戸市東灘区住吉宮町3丁目2番18号
神戸市立深江南地域交流センター	神戸市東灘区深江南町3丁目4番24号
神戸市立高羽地域交流センター	神戸市灘区楠丘町4丁目1番16号
神戸市立岩屋地域交流センター	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番3号
神戸市立鶴甲地域交流センター	神戸市灘区鶴甲2丁目10番1号
神戸市立六甲山地域交流センター	神戸市灘区六甲山町字西谷山1878番地の133
神戸市立新在家地域交流センター	神戸市灘区新在家南町3丁目2番25号
神戸市立西郷地域交流センター	神戸市灘区大石北町8番1号
神戸市立王子地域交流センター	神戸市灘区中原通7丁目5番1号
神戸市立篠原地域交流センター	神戸市灘区篠原北町2丁目2番37号

神戸市立成徳地域交流センター	神戸市灘区備後町1丁目3番1号
神戸市立稗田地域交流センター	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号
神戸市立摩耶地域交流センター	神戸市灘区天城通3丁目3番7号
神戸市立なぎさ地域交流センター	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番4号
神戸市立灘地域交流センター	神戸市灘区千旦通1丁目5番2号
神戸市立六甲地域交流センター	神戸市灘区八幡町4丁目8番28号
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目340番3
神戸市立東川崎地域交流センター	神戸市中央区東川崎町5丁目1番1号
神戸市立籠池地域交流センター	神戸市中央区籠池通2丁目1番5号
神戸市立小野柄地域交流センター	神戸市中央区旭通2丁目4番9号
神戸市立宮本地域交流センター	神戸市中央区宮本通3丁目1番5号
神戸市立神戸諏訪山地域交流センター	神戸市中央区北長狭通4丁目9番5号
神戸市立下山手地域交流センター	神戸市中央区北長狭通7丁目3番13号
神戸市立若菜地域交流センター	神戸市中央区神若通2丁目3番7号
神戸市立北野地域交流センター	神戸市中央区中山手通2丁目17番18号
神戸市立春日野地域交流センター	神戸市中央区八雲通1丁目1番7号
神戸市立吾妻地域交流センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番12号
神戸市立橘地域交流センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立脇の浜地域交流センター	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番7号
神戸市立二宮地域交流センター	神戸市中央区二宮町3丁目12番1号
神戸市立港島地域交流センター	神戸市中央区港島中町2丁目3番地の3
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立和田岬地域交流センター	神戸市兵庫区浜山通1丁目1番5号
神戸市立川池地域交流センター	神戸市兵庫区松本通5丁目2番6号
神戸市立湊山地域交流センター	神戸市兵庫区大同町2丁目2番8号
神戸市立ひよどり地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の1
神戸市立浜山地域交流センター	神戸市兵庫区御崎町1丁目2番4号

神戸市立中道地域交流センター	神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号
神戸市立熊野地域交流センター	神戸市兵庫区鶴越町1番20号
神戸市立菊水地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町2丁目1番2号
神戸市立明親地域交流センター	神戸市兵庫区須佐野通4丁目1番43号
神戸市立夢野地区地域交流センター	神戸市兵庫区湊川町7丁目6番5号
神戸市立水木地域交流センター	神戸市兵庫区駅前通3丁目2番26号
神戸市立荒田地域交流センター	神戸市兵庫区荒田町4丁目17番6号
神戸市立兵庫大開地域交流センター	神戸市兵庫区永沢町4丁目4番28号
神戸市立小部地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目9番9号
神戸市立有馬地域交流センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の3
神戸市立花山地域交流センター	神戸市北区花山東町3番3号
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地
神戸市立大沢地域交流センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の1
神戸市立泉台地域交流センター	神戸市北区泉台3丁目13番地の1
神戸市立君影地域交流センター	神戸市北区君影町1丁目2番10号
神戸市立小部東地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目2番6号
神戸市立唐櫃地域交流センター	神戸市北区唐櫃台3丁目27番1号
神戸市立鈴蘭台地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目14番24号
神戸市立長尾地域交流センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の1
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	神戸市北区筑紫が丘3丁目2番地の9
神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号
神戸市立淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1383番地
神戸市立南五葉地域交流センター	神戸市北区南五葉5丁目1番1号
神戸市立藤原台地域交流センター	神戸市北区藤原台中町7丁目14番16号
神戸市立有野地域交流センター	神戸市北区有野中町2丁目20番19号

神戸市立桜の宮地域交流センター	神戸市北区甲栄台2丁目2番20号
神戸市立大池地域交流センター	神戸市北区東大池2丁目3番13号
神戸市立道場地域交流センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の3
神戸市立八多地域交流センター	神戸市北区八多町附物字下殿関393番地の1
神戸市立北五葉地域交流センター	神戸市北区北五葉3丁目7番1号
神戸市立有野台第2地域交流センター	神戸市北区有野台6丁目22番地の1
神戸市立山田地域交流センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の3
神戸市立ひよどり台地域交流センター	神戸市北区ひよどり台3丁目8番地
神戸市立星和台鳴子地域交流センター	神戸市北区鳴子2丁目11番地の1
神戸市立鹿の子台地域交流センター	神戸市北区鹿の子台北町6丁目34番3号
神戸市立上淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の2
神戸市立広陵地域交流センター	神戸市北区小倉台2丁目15番地の3
神戸市立谷上地域交流センター	神戸市北区谷上西町7番3号
神戸市立大原桂木地域交流センター	神戸市北区大原3丁目21番地
神戸市立甲緑地域交流センター	神戸市北区緑町2丁目7番28号
神戸市立西山地域交流センター	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3
神戸市立藍那小河地域交流センター	神戸市北区山田町藍那字下ノ町77番地の8
神戸市立箕谷地域交流センター分館	神戸市北区日の峰1丁目19番地
神戸市立重池地域交流センター	神戸市長田区重池町2丁目3番5号
神戸市立高取山地域交流センター	神戸市長田区高取山町1丁目2番3号
神戸市立みすが地域交流センター	神戸市長田区御蔵通4丁目5番地の1
神戸市立志里池地域交流センター	神戸市長田区東尻池町1丁目14番4号
神戸市立大日丘地域交流センター	神戸市長田区大日丘町3丁目8番10号

神戸市立宮川地域交流センター	神戸市長田区长田町2丁目2番1— 501号
神戸市立会陽地域交流センター	神戸市長田区六番町2丁目7番地の1
神戸市立真陽地域交流センター	神戸市長田区久保町3丁目9番6号
神戸市立北町地域交流センター	神戸市長田区北町3丁目4番地の1
神戸市立長田地域交流センター	神戸市長田区西山町2丁目4番1号
神戸市立若松地域交流センター	神戸市長田区若松町8丁目2番13号
神戸市立細田地域交流センター	神戸市長田区細田町7丁目1番30号
神戸市立長田庄山地域交流センター	神戸市長田区庄山町2丁目1番6号
神戸市立真野地域交流センター	神戸市長田区東尻池町6丁目3番19号
神戸市立長田東地域交流センター	神戸市長田区四番町4丁目54番地
神戸市立丸山地域交流センター	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号
神戸市立池田地域交流センター	神戸市長田区蓮宮通4丁目11番地
神戸市立長楽地域交流センター	神戸市長田区海運町7丁目1番23号
神戸市立名倉地域交流センター	神戸市長田区房王寺町4丁目7番15号
神戸市立二葉地域交流センター	神戸市長田区二葉町6丁目5番1号
神戸市立高倉台地域交流センター	神戸市須磨区高倉台4丁目1番4号
神戸市立南須磨地域交流センター	神戸市須磨区松風町5丁目2番1号
神戸市立多井畑地域交流センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の 3
神戸市立神の谷地域交流センター	神戸市須磨区神の谷5丁目2番1号
神戸市立須磨の浦地域交流センター	神戸市須磨区千守町1丁目1番20号
神戸市立西落合地域交流センター	神戸市須磨区西落合5丁目13番20号
神戸市立白川台地域交流センター	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の8
神戸市立菅の台地域交流センター	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地
神戸市立板宿地域交流センター	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号
神戸市立竜が台地域交流センター	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地
神戸市立妙法寺地域交流センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番 地の1

神戸市立松尾地域交流センター	神戸市須磨区北落合3丁目2番1号
神戸市立横尾地域交流センター	神戸市須磨区横尾2丁目1番地の1
神戸市立東落合地域交流センター	神戸市須磨区東落合3丁目33番12号
神戸市立南落合地域交流センター	神戸市須磨区南落合3丁目11番2号
神戸市立大黒地域交流センター	神戸市須磨区大黒町2丁目2番12号
神戸市立東須磨地域交流センター	神戸市須磨区若木町3丁目5番9号
神戸市立若草地域交流センター	神戸市須磨区若草町3丁目14番地の9
神戸市立花谷地域交流センター	神戸市須磨区中落合1丁目1番25号
神戸市立北須磨地域交流センター	神戸市須磨区離宮前町2丁目7番24号
神戸市立桃山台地域交流センター	神戸市垂水区桃山台3丁目25番地
神戸市立霞ヶ丘地域交流センター	神戸市垂水区五色山4丁目15番8号
神戸市立塩屋地域交流センター	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号
神戸市立つつじが丘地域交流センター	神戸市垂水区つつじが丘4丁目6番地の7
神戸市立高丸地域交流センター	神戸市垂水区坂上5丁目1番2号
神戸市立神陵台地域交流センター	神戸市垂水区南多聞台1丁目8番8号
神戸市立舞子地域交流センター	神戸市垂水区西舞子7丁目30番1号
神戸市立多聞東地域交流センター	神戸市垂水区学が丘4丁目3番7号
神戸市立上高丸地域交流センター	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目20番15号
神戸市立西高丸地域交流センター	神戸市垂水区高丸6丁目3番1号
神戸市立垂水地域交流センター	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号
神戸市立小東山地域交流センター	神戸市垂水区学が丘7丁目1番29号
神戸市立狩口台地域交流センター	神戸市垂水区狩口台2丁目31番1号
神戸市立東垂水地域交流センター	神戸市垂水区王居殿2丁目5番25号
神戸市立多聞台地域交流センター	神戸市垂水区多聞台4丁目14番9号
神戸市立多聞南地域交流センター	神戸市垂水区本多聞6丁目8番12号
神戸市立本多聞地域交流センター	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号
神戸市立千代が丘地域交流センター	神戸市垂水区旭が丘3丁目12番3号
神戸市立西脇地域交流センター	神戸市垂水区本多聞1丁目5番4号

神戸市立星陵台地域交流センター	神戸市垂水区星陵台7丁目5番3号
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町宇中坊487番地の3
神戸市立福田地域交流センター	神戸市垂水区乙木3丁目3番2号
神戸市立塩屋北地域交流センター	神戸市垂水区塩屋北町1丁目11番3号
神戸市立乙木地域交流センター	神戸市垂水区美山台1丁目9番40号
神戸市立舞多聞地域交流センター	神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号
神戸市立神出地域交流センター	神戸市西区神出町田井字長原34番地の2
神戸市立学園西町地域交流センター	神戸市西区学園西町5丁目2番地の3
神戸市立高和地域交流センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪774番地
神戸市立春日台地域交流センター	神戸市西区春日台4丁目5番地
神戸市立糺台地域交流センター	神戸市西区糺台3丁目32番地の6
神戸市立枝吉地域交流センター	神戸市西区枝吉4丁目48番地の4
神戸市立平野地域交流センター	神戸市西区平野町宮前字上松148番地
神戸市立狩場台地域交流センター	神戸市西区狩場台3丁目6番地の2
神戸市立竹の台地域交流センター	神戸市西区竹の台2丁目20番地の1
神戸市立北山地域交流センター	神戸市西区北山台3丁目26番1号
神戸市立学園東地域交流センター	神戸市西区学園東町5丁目4番地
神戸市立岩岡第1地域交流センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の1
神戸市立檜野台地域交流センター	神戸市西区檜野台5丁目4番地の2
神戸市立美賀多台地域交流センター	神戸市西区美賀多台3丁目13番地の4
神戸市立玉津地域交流センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3
神戸市立桜が丘地域交流センター	神戸市西区桜が丘東町1丁目3番地の1
神戸市立岩岡第2地域交流センター	神戸市西区竜が岡2丁目15番地の12

神戸市立櫨谷地域交流センター	神戸市西区櫨谷町長谷字佃井ノ上75番地
神戸市立出合地域交流センター	神戸市西区王塚台5丁目73番地
神戸市立月が丘地域交流センター	神戸市西区月が丘5丁目1番地の12
神戸市立井吹東地域交流センター	神戸市西区井吹台東町4丁目21番地の2
神戸市立井吹西地域交流センター	神戸市西区井吹台西町4丁目4番地
神戸市立高津橋地域交流センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地
神戸市立押部谷地域交流センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地
神戸市立有瀬地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30
神戸市立伊川谷地域交流センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の1
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2
神戸市立太山寺地域交流センター	神戸市西区前開南町2丁目1番20号
神戸市立井吹北地域交流センター	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の7
神戸市立押部谷東地域交流センター	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の133

別表第2（第6条及び第11条関係）

施設等	使用許可に係る期間の単位及び利用料金			
	午前 (午前9時から 午前12時まで)	午後 (午後1時から 午後4時まで)	午前・午後 (午前9時から 午後4時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時の うち2時間ご と)

地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
地域活動コーナー 及び調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
多目的ホール	6,000円	6,000円	12,000円	6,000円
附属設備	1 設備 1 回につき			5,000円

備考

1 時間を単位として許可する場合は、1時間当たり次に掲げる額とし、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(1) 地域活動コーナー 1,000円

(2) 調理室 400円

(3) 地域活動コーナー及び調理室 1,400円

(4) 洋室 700円

(5) 和室 700円

(6) 多目的ホール 2,000円

2 夜間の利用料金は2時間単位の利用を原則とし、2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

3 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わないものとする。